

# 鋼船規則

## A 編 総則

規  
則

### 2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 85 号

2018 年 1 月 31 日 / 2019 年 7 月 22 日 / 11 月 29 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 / 12 月 24 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2019年12月27日 規則 第85号  
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## A 編 総則

### 改正その1

#### 1 章 通則

##### 1.1 一般

##### 1.1.1 適用\*

-3.として次の1項を加える。

-3. 船員の確保及び育成を目的とした船員室の増設又は拡大により、総トン数500トン以上となった船舶のうち、次の(1)から(3)を満足する船舶については、この規則の規定にかかわらず、本会が適当と認めるところにより総トン数499トンの船舶として規則の規定を免除又は緩和することができる。

- (1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。
- (2) 総トン数510トン未満の船舶であること。
- (3) 船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。

#### 附 則 (改正その1)

1. この規則は、2019年12月27日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶（以下、「現存船」という。）にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を現存船に適用することができる。

## 1章 通則

### 1.2 船級符号への付記

#### 1.2.7 検査方法

-7として次の1項を加える。

-7. B編 1.1.13の規定に従い，新造船の建造において，構造的に重要な場所に対して建造中管理計画書に基づく検査を実施する船舶については，船級符号に“*Hull Construction Monitoring*”（略号 *HCM*）を付記する。なお，*SOLAS* 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては，付記に“*Goal-based Ship Construction Standards*”（略号 *GBS*）を追記する。（例：*HCM-GBS*）

#### 附 則（改正その2）

1. この規則は，2019年12月27日から施行する。

## 1章 通則

### 1.2 船級符号への付記

#### 1.2.4 船体構造・艤装\*

-17.を次のように改める。

-17. **R編 ~~20章~~20.2.1-1.**及び**H編 4.8.1**の適用を受けた自走用燃料を有する車両を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Vehicles*”（略号 *EQ C V*）を付記する。

### 附 則（改正その3）

1. この規則は、2020年1月1日から施行する。

# 鋼船規則検査要領

要  
領

## A 編 総則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 53 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019年12月27日 達 第53号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## A 編 総則

### A1 通則

#### A1.1 一般

##### A1.1.1 適用

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 A 編 1.1.1-3.の適用上，規定の免除又は緩和は表 A1.1.1-1.によること。

表 A1.1.1-1.として次の表を加える。

表 A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	備考
<b>船舶設備規程関連</b>		
非常照明	規則 H 編 3.2.3-3.	規則 H 編 6.2.9 を適用できる。
非常脱出用呼吸器	規則 R 編 13.3.3 規則 R 編 13.4.7	規則 R 編 21.2.1-19.を適用できる。
操舵装置の代替動力源	規則 D 編 15.2.6	規則 D 編 22.2.1-3.(1)を適用できる。
油圧操舵装置の付属設備	規則 D 編 15.2.4-2., -5.及び-6.	規則 D 編 22.2.1-4.(8)を適用できる。
二組以上の発電機	規則 H 編 3.2.1-1.及び-2.	船級符号に (Restricted Greater Coasting Service), (Coasting Service), (Smooth Water Service) 又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては, 規則 H 編 6.2.7-1.を適用できる。それ以外の船舶にあつては, 規則 H 編 6.2.7-2.を適用できる。
主電源の発電設備が一組の場合, 電力の供給が停止した場合に, 自動的に他の発電設備を起動して主配電盤に接続し, 推進に係のある補機を再始動できること。	規則 H 編 3.2.1-3.	船級符号に (Restricted Greater Coasting Service), (Coasting Service), (Smooth Water Service) 又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては, 規則 H 編 6.2.7-1.を適用できる。それ以外の船舶にあつては, 規則 H 編 6.2.7-3.を適用できる。
主電源が並列運転して電力を供給する場合, 一組の発電設備が停止したときにおいて他の発電設備が過負荷となることなく, 給電できること。	規則 H 編 3.2.1-3.	船級符号に (Coasting Service), (Smooth Water Service), (Restricted Greater Coasting Service) 又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては, 規則 H 編 6.2.8 を適用できる。
船舶の安全性又は居住性に直接関係のある電気利用設備の大部分に配電する配電盤に変圧器を用いて給電する場合, 配電盤の給電回路に 2 以上の変圧器	規則 H 編 3.2.2	規則 H 編 6.2.10 を適用できる。
断路器を備える等主配電盤の母線の分割	規則 H 編 2.5.3-2.	規則 H 編 6.2.4-2.を適用できる。
電路はケーブルの難燃性を損なわないように布設	規則 H 編 2.9.11	規則 H 編 6.2.6 を適用できる。
動力設備等に給電するための電路を火災の危険が多い閉鎖された場所に配置してはならない。	規則 H 編 2.2.7-4.	規則 H 編 6.2.3 を適用できる。
航海灯制御盤までの電路は二回路以上とし, かつ, うち一回路は独立のものとし, 一回路は小型照明器具以外のものに給電する電路と共用しないものとする。	規則 H 編 3.6.1-3.	規則 H 編 6.2.12-1.を適用できる。
電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の過負荷警報装置及び欠相に対する警報装置 (電動機が三相交流の場合)	規則 D 編 15.2.7-5.及び-7.	規則 D 編 22.2.1-4.(9)を適用できる。
電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する各電路は, 同時に損傷を受けることのないように一の端から他の端までできる限り離して布設したものであること。	規則 D 編 15.2.7-1.	規則 D 編 22.2.1-4.(9)を適用できる。
非常電源	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
臨時の非常電源としての蓄電池	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
蓄電池が放電していることを示す指示器	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。

非常配電盤は非常電源にできる限り近接した場所に備えなければならない。	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
非常電源、臨時の非常電源及び非常配電盤の設置場所に関する要件（最上層の全通甲板の上方等）	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
操舵装置の付属設備としてのばねその他の適当な緩衝装置	規則 D 編 15.4.9	緩衝装置について、規則 D 編 22.2.3-1.を適用できる。
絶縁監視装置	規則 H 編 2.2.2	規則 H 編 6.2.2-1.を適用できる。
船舶設備規程第 6 章の規定により設置する非常電源及び臨時の非常電源を電気式航海灯の予備の独立の電源とすること。	規則 H 編 3.3.2-1.(3)	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
電源から航海灯制御盤への給電回路に関する要件	規則 H 編 3.6.1-3.	規則 H 編 6.2.12-1.を適用できる。
少なくとも一つの出入口が特定機関区域の外部に至る場所まで火災による危険から防護された通路に通じるものであること。	規則 R 編 13.4.5 及び 13.4.6	規則 R 編 21.2.1-24.を適用できる。
操舵装置の二の独立した制御系統の管又は電路は、相互にできる限り離れた位置に設置されたものであること。	規則 D 編 15.3.1-3.	規則 D 編 22.2.1-4.(12)を適用できる。
特定機関区域の各場所に脱出のために設備されるはしごを保護するための A-60 級の防熱措置を施したトランクの内部の寸法は 800 mm×800 mm であること。	規則 R 編 13.4.1(1)	規則 R 編 21.2.1-20.を適用できる。
<b>船舶消防設備規則関連</b>		
バラスト・ポンプ、ビルジポンプ、雑用ポンプを機関室に備え付ける場合の要件	規則 R 編 10.2.2-3.(5)	規則 R 編 10.2.2-3.(5)について、規則 R 編 21.2.1-9.(5)を適用できる。
固定式甲板泡装置の備え付け	規則 R 編 10.8.1-3.	甲板泡消火装置について、規則 R 編 21.2.1-15.を適用できる。
油だきボイラ室の固定式消火装置	規則 R 編 10.5.1-1.	規則 R 編 21.2.1-12.(1)を適用できる。
油だきボイラ室の持運び式泡放射器	規則 R 編 10.5.1-2.(1)	持運び式泡放射器について、規則 R 編 21.2.1-12.(3)を適用できる。
機関室の固定式消火装置	規則 R 編 10.5.2-1.	規則 R 編 21.2.1-12.(4)を適用できる。
機関室の持運び式泡放射器	規則 R 編 10.5.2-2.(1)	規則 R 編 21.2.1-12.(5)を適用できる。
機関室の 45ℓ 移動式泡消火器	規則 R 編 10.5.2-2.(2)	規則 R 編 21.2.1-12.(6)を適用できる。
ポンプ室の固定式消火装置	規則 R 編 10.9.1	貨物ポンプ室に備え付ける固定式消火装置について、規則 R 編 21.2.1-15.を適用できる。
焼却炉のある閉囲された区域の火災探知装置	規則 R 編 7.4.1-1.(4)	規則 R 編 21.2.1-13.(3)が適用できる。
機関区域の火災探知装置	規則 R 編 7.4.1-1.(3)	
水噴霧放射器	規則 R 編 20.5.2-2.(1)	水噴霧放射器について、規則 R 編 21.2.1-17.を適用できる。
水噴霧ランス	規則 R 編 10.7.3-1.(1)	規則 R 編 21.2.1-25.(1)を適用できる。
Ro-Ro 貨物区域等の消防設備（持運び式泡放射器、持運び式泡消火器等）	規則 R 編 20.5.1-2.(2)	持運び式泡放射器および持運び式泡消火器について、規則 R 編 21.2.1-17.を適用できる。
油だきボイラ室の持運び式消火器、乾燥物質を入れた容器及び散布用具等	規則 R 編 10.5.1-2.(2)及び (3)	規則 R 編 21.2.1-12.(3)を適用できる。
その他の機関区域の消防設備	規則 R 編 10.5.4 (R 編表 R10.5.1-2.)	規則 R 編 21.2.1-12.(7)を適用できる。
可燃性ガス検定器等	規則 R 編 20.3.1-2.(1)	規則 R 編 21.2.1-17.(3)を適用できる。
ポンプ室への固定式ガス検知装置	規則 R 編 4.5.4-2.	固定式ガス検知装置について、規則 R 編 21.2.1-8.を適用できる。
機関区域無人化船の消火ポンプの遠隔始動	規則 R 編 10.2.1-2.	規則 R 編 21.2.1-13.を適用できる。

危険物船舶運送及び貯蔵規則関連		
ケミカルタンカーのポンプ室の隔壁貫通部温度監視装置	規則 S 編 11.1.1-1.(7)	規則 S 編 11.1.1-1.(7)を適用できる。
ケミカルタンカーのポンプ室の引火性ガス濃度連続監視装置、ビルジ警報	規則 S 編 11.1.1-1.(7)	規則 S 編 11.1.1-1.(7)を適用できる。
ケミカルタンカーのポンプ室の照明装置と通風機のインターロック	規則 S 編 11.1.1-1.(7)	規則 S 編 11.1.1-1.(7)を適用できる。
船舶機関規則関連		
使用する燃料油の種類ごとに二以上の燃料油常用タンク	規則 D 編 13.9.1-6.	規則 D 編 22.2.1-4.(6)を適用できる。
燃料油常用タンク等の空気管は、破損により海水又は雨水がタンク内に浸入するおそれがある場所に設けてはならない。	規則 D 編 13.6.1-5.	規則 D 編 22.2.1-4.(6)を適用できる。
複数の機関に燃料を供給する燃料油タンクの燃料供給管及び戻り管に、燃料の供給を個々の機関ごとに遮断するための装置	規則 R 編 4.2.2(5)(e)	規則 R 編 21.2.1-4.を適用できる。

## 附 則

1. この達は、2019年12月27日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶（以下、「現存船」という。）にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を現存船に適用することができる。